

障がい・疾病のある学生に対する修学支援に関するガイドライン

はじめに

1. 趣旨・目的

本ガイドラインでは、福井大学（以下「本学」という。）教育学部に在籍する学生のうち、障がいや疾病のある者が他の学生と同様に安心して修学できるよう、合理的配慮や支援の提供に係る基本方針及び具体的な対応の範囲を定めています。合理的配慮とは、配慮を必要とする学生が直面する障壁（バリア）となっているものを除去し、代替手段や環境整備を提案・提供することを意味します。配慮内容は、個別の事案ごとに学生本人の状況や特性、希望する事項をふまえて検討し、大学が過度な負担を抱えない範囲において判断します。

2. 本学における基本的な考え方

- （1）本学は、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号、以下「障がい者差別解消法」という。）に基づき、障がいのある学生から希望等があった場合、過重な負担とならない範囲で配慮を提供します。
- （2）障がい・疾病の有無にかかわらず、教員を志す全ての学生がその意欲と能力に応じて学べる環境を整備することの重要性を踏まえ、課題を抱えた学生が教職を目指す可能性を諦めることのないよう、教育学部全体を通じた継続的な支援体制の整備に努めるものとします。
- （3）配慮の提供にあたっては、学生本人の意思及び主体性を尊重します。学生の障がいの特性や課題状況に応じた必要な配慮については、学生と大学（教務課、指導教員、支援窓口：学生総合相談室・保健管理センター）とが情報を共有し、協議・検討を行い、決定します。
- （4）配慮の検討や提供に際しては、対象学生との丁寧な対話を通して、配慮内容の把握、調整・変更に努めますが、最終的な配慮内容は以下を考慮し、大学に過重な負担とならない範囲で決定します。

※ 教育・研究その他、本学が行う活動全般への影響の程度

（その目的・内容・機能を損なうか否か）

※ 物理的・技術的制約、人的・体制上の制約を考慮した実現可能性の程度

※ 費用・負担の程度や本学の規模や財政状況

なお、教育実習に関しては、学生の障がいの特性や課題状況に応じた環境整備や方法・手段の調整等を定めたガイドラインを別途、定めています。

3. 配慮の対象・適用範囲

修学場面を想定した本ガイドラインは、本学の教育学部に在籍し、身体障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある学生を対象とします。また、合理的配慮をすでに受けている者、障がい者手帳を有する者、又はその他の根拠資料（医師の診断書等）により、これらに準ずる障がいがあると認められた者も対象となります。

本学では、日常的な修学場面（講義・演習等）における学生への合理的配慮として、学生個々の状況に応じて以下のように修学環境の整備・調整を中心とした具体的な配慮・支援を検討します。ただし、本学の教育方針や単位認定基準の変更を伴う事項、本学に過重な負担となる事項は配慮の対象にはなりません。

【配慮する事項】

- ・設備の整備、移動介助者の配置
- ・ノートテイクの配置、機器の設置や貸与
- ・拡大資料等の提供
- ・試験や課題における配慮の調整

本学 HP に配慮事項を記載した資料がありますので、そちらもご覧ください。

https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/confer_support.pdf

【配慮の対象外となる事項】

①本学の教育目的や内容・評価の本質的な変更にあたるもの。

学生の心身の不調や状況に応じた配慮は行いますが、以下は、学生への評価の公平性を損ない、本学のディプロマポリシーに反するため認められません。

- ・卒業要件の緩和

- ・単位認定の基準の引き下げ
- ・得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定すること
- ・各講義等で受講学生に求める力や目標を変更すること

②実践的科目群（授業研究、教育実習事前学習など）への大幅な欠席や不参加

実践的科目群で求められるグループワークへの参加や模擬授業の実施については、学生の状況に応じて、担当教員と協議の上、配慮いたします。しかし、以下の場合は、必要な内容が修得されていないと判断し、単位認定は認められません。

- ・授業に全く出席しない場合
- ・理由なく、授業で出された課題を提出していない場合

※「課題内容を大幅に軽減する」「課題の難易度を下げる」「未提出でも問題ない」等も基本的には認められません。

- ・理由なく、グループワーク（ペアワーク）に参加しない場合
- ・教育実習に必要となる模擬授業や演習を行わない場合

③他の学生の不利益を生じる事態となる場合

対象となる学生への配慮に際して、他の学生の学修環境・学習権を侵害する場合や、それが予想される場合は、配慮の提供を中止ないしは配慮内容を変更することがあります。

④本学の体制面・財政面において均衡を失し、また本学に過度の負担を課すもの

大学・学部的人的および体制上の困難を伴うものや、実現可能性が低いものについても対象外となります。

障がい・疾病のある学生に対する教育実習に関するガイドライン

はじめに

1. 趣旨・目的

本ガイドラインは、福井大学（以下「本学」という。）教育学部に在籍する障がいや疾病等のある理由によって困難を抱える学生が、教育実習を円滑に安心して実施できるよう、具体的な配慮や支援の提供に係る基本方針及び具体的な対応手順を定めることを目的としています。

2. 本学における基本的な考え方

- （１）本学は、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号、以下「障がい者差別解消法」という。）に基づき、障がいのある学生から希望等があった場合、過重な負担とならない範囲で配慮を提供します。
- （２）配慮の提供にあたっては、学生本人の意思及び主体性を尊重し、学生・大学・教育実習先の学校（以下「実習校」という。）の三者が互いに納得できる方法を検討するため、学生の障がいの特性や困難な状況に応じたサポートについて丁寧な協議・検討します。
- （３）障がいの有無にかかわらず、教員を志す全ての学生がその意欲と能力に応じて学べる環境を整備することの重要性を踏まえ、障がいのある学生が教職を目指す可能性を諦めることのないよう、教育実習中及びその前後の時期に限らず、教育学部全体を通じた継続的な支援体制の整備に努めるものとします。
- （４）教育実習に関わる配慮は、実習の本質的な要件（教員として必要な基礎的素養や指導力の修得等）を変更・免除するものではありません。学生の障がいの特性や困難状況に応じた環境整備や方法・手段の調整により、教育実習への参加を支援するためのものです。

3. 配慮の対象・適用範囲

教育実習場面を想定した本ガイドラインは、本学の教育学部に在籍し、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがある学生を対象とします。また、修学場面における合理的配慮決定をすでに受けている者、障がい者手帳を有する者、又はその他の根拠資料（医師の診断書等）により、これらに準ずる障がいがあると認められた者も対象となります。

教育実習での具体的な配慮事項について

本学では、日常的な修学場面（講義・演習等）における学生への合理的配慮として、以下を想定しています。

- ・設備の整備、移動介助者の配置
- ・ノートテイクの配置、機器の設置や貸与
- ・拡大資料等の提供
- ・試験や課題における配慮の調整

教育実習で、学生には学校現場での授業実践や児童・生徒との関わりが求められますので、上記とは異なる配慮や支援を行います。

1. 教育実習において配慮する事項

以下は、教育実習に向かう学生の心身の不安や困難状況に応じて配慮する事項となります。

大学（教務課・担当教員・障がいのある学生及び教職員のための相談室（以下「学生相談室」という。）等）と実習校で協議・相談を重ね、障がいのある学生が、教職を目指す可能性を諦めることのないよう支援するためのものです。

ただし、これらは、実習校や実習生の教員の過度な負担とならない範囲で適用します。

また、教育実習に関しては、学生の障がいやそれに準ずる状況であっても、実習時間の軽減、評価基

準の変更等の配慮は行いません。心身の状況の悪化、不適切行動、学校のルールや誓約書に違反する行為等があった場合は、実習の継続を困難と判断し、中断・中止することがあります。

〈配慮の対象となる事項〉

- ① 実習中の学生の体調管理、メンタルヘルスへの配慮（通院日や服薬時間の確保等）
- ② 学生相談室を中心とした心身の不調などについて日常的に相談できる体制の構築
- ③ 具体的なスケジュールの確認、提出書類（指導案や実習日誌等）の提出方法の調整や変更（口頭での説明への理解が難しい場合は書面、電子媒体等を使用する）
- ④ 学生の状況に配慮した環境調整や整備（騒音、照明等）

- ⑤実習の継続が難しい場合の対応とサポート（大学の教育実習担当教員、教務課、学生相談室が連携した相談対応、中断や継続可否の判断）

〈配慮の対象外となる事項〉

①実習の単位認定に関わる基準の変更

②実習時間の軽減および実習内容の大幅な変更

実習期間・時間は教育委員会等の規定に定められています。心身の不調に伴う休憩・休息への配慮はなされますが、「授業を行わない・大幅に実習ですべき内容を軽減する」「必要な内容が修得されていないままでも実習を終える」ことは認められません。

③課題の分量や難易度の変更

実習生には同一の難易度で、課題の遂行が求められます。②と同様、「本人のみ課題内容を大幅に軽減する・難易度を下げる・未提出でも問題ない」等は認められません。

2. 段階的な配慮の調整・合意・決定について

上記で示した配慮を具体的に実施していくために、以下が、実習前から実習終了後のプロセスで必要となる具体的な検討事項や関係部署の役割となります。

（1）教育実習前

教育実習前に以下の対応を行う。

- ・障がい等のある学生は、実習開始の4ヶ月前を目途に、教育実習についての合理的配慮申請を提出する。それを受け、助言教員、教育実習担当教員、教育実習担当部署（教務課）、学生相談室、（必要に応じて）実習校の担当教員は、合理的配慮申請した学生と面談し、診断書や修学場面での合理的配慮の有無等の確認とともに、学生本人から困難な状況や配慮を希望する内容等を聴取した上で、合理的配慮内容を協議する。学部教務学生委員会にて、配慮内容を審議・決定し、学部長より、申請者に合理的配慮決定通知書を通知する。
- ・ 実習校に対して学生の障がい特性及び配慮事項を事前に報告・共有する。

- ・ 実習校との打ち合わせを行い、必要があれば学生同席の上、以下の事項について確認し、協議・検討する。また、実習の中断・中止、中断後の再開についても、必要な条件等を決定・合意する。

- ・ 学生の氏名と学籍番号
- ・ 学生の障がい特性の概要・主な症状（学生の同意を得た範囲で）
- ・ 実習校内の環境の確認（支援機器の必要性の有無も確認）
- ・ 配慮希望の内容及び実施方法（実習校および大学側）
- ・ 実習の一時中断・再開・中止の条件
- ・ 教育実習担当教員や教務課との連携方法
- ・ 緊急時の連絡先（大学・実習校）及び対応方針
- ・ 作成日付及び関係者の署名

※これらの記録は文書化し、随時、確認・共有できるようにする。

- ④実習に必要な支援機器（ICT 機器等）についても確認し、必要であれば実習校に貸出し、実習校での設置・使用方法の説明も行う。
- ⑤緊急時には学生の安全と健康を最優先とし、大学と実習校（必要に応じ父母等・主治医）が連携して対応することも事前に確認しておく。

（２）教育実習期間中

- ①実習期間中、大学の教育実習担当部署（教務課）、教育実習担当教員、助言教員、及び実習校の間に連絡体制を整備し、随時、連携できる体制を確保する。
- ②大学の教育実習担当部署（教務課）・教育実習担当教員・助言教員は、実習中の学生の状況を適宜確認し、必要に応じて実習校との相談や学生へのサポートを行う。大学から適宜、実習校に連絡又は訪問し、学生の取り組み状況や健康状態の確認を行う。
- ③実習中に問題状況や困難が生じた場合、その要因や背景（障がい特性によるものかどうか）を大学と実習校が協議の上、対応を検討する。
- ④実習の継続が困難と判断され、一時中断もしくは中止する場合は（中断後の再開についても）、事前に用意した中断や再開の条件等に沿って対応する。

- ⑤実習校・教育実習担当教員・助言教員・教育実習担当部署（教務課）の間で常に連携可能な体制を確保し、実習校のみが過度な負担を抱えないように対応する。

（３）教育実習終了後

- ①実習終了後、大学は必ず実習校からのフィードバックや報告を受ける場を設け、学生の取り組みの状況や実習校が行った対応、生じた困難等を聞き取る。
- ②学生は事後指導の中で、助言教員や学生相談室とともに実習の振り返りを行い、自身の教職への適性を確認する。
- ③この振り返りのプロセスや結果を、今後の実習参加やそこで必要となる指導・配慮の在り方を検討に活かすために、記録として蓄積する。

障がい特性に応じたより具体的なサポート

以下では、主に発達障がいおよび精神障がいを抱える学生（それに準ずる障がいのある学生）を対象とした配慮内容を明記しています。

1. 教育実習前の事前学習での配慮

（１）模擬授業や観察実習の場面

- ・指導案の構造や定型を示し、授業の流れやプロセスをイメージさせること。
- ・授業をさせる前に、授業観察等を通して教室や学校現場の状況をイメージさせること。
- ・班活動などの個別指導にサポートとして入り児童・生徒を指導する場に慣れさせること。
- ・困難な状況について学生本人と指導者の間で共通認識を持ち、本人が努力する点を具体化し、継続的に取り組めるよう支援すること。
- ・実習のスケジュール・手順を分かりやすく提示すること。

（２）講義や演習以外の場面

- ・大学と実習校との情報共有や協議（学生の障がい特性、具体的なつまずきや困難な状況、配慮が必要となる事項、実習を中止する場合の条件等）。
- ・（必要であれば）学生の障がい特性に応じた実習校の選定・調整。

2. 教育実習期間中の配慮

- ・学生からの相談窓口の明確化（困ったとき、誰に・どこに相談すればよいか）

- ・実習校の担当教員への障がい特性に関する事前説明と配慮事項の確認
- ・実習記録（日誌等）の提出方法の調整（口頭、書面、電子媒体等）
- ・実習中の体調管理に関する配慮（通院日、服薬時間の確保等）
- ・フィードバックの方法の検討（具体的かつ行動指向の説明や指示）